

○あきる野市指定居宅介護支援事業者に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
第1 基本方針					
1 基本方針	<p>(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、あきる野市（以下「市」という。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者への配慮は適切に行われているか。</p> <p>1 サービスの提供は適切に行われているか。</p> <p>1 サービスの提供は公正中立に行われているか。</p> <p>1 市及び他の事業者等との連携に努めているか。</p> <p>1 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置を講じているか。</p> <p>1 サービス提供に必要な情報の活用等に努めているか。</p>	<p>市条例第2条第1項 省令第38号第1条の2第1項 平11老企22の第2の1</p> <p>市条例第2条第2項 省令第38号第1条の2第2項 平11老企22の第2の1</p> <p>市条例第2条第3項 省令第38号第1条の2第3項 平11老企22の第2の1</p> <p>市条例第2条第4項 省令第38号第1条の2第4項 平11老企22の第2の1</p> <p>市条例第2条第5項 省令第38号第1条の2第5項</p> <p>市条例第2条第6項 省令第38号第1条の2第6項 平11老企22の第2の3(1)</p>	<p>1 利用者への配慮が適切に行われていない</p> <p>1 サービスの提供が適切に行われていない。</p> <p>1 サービスの提供は公正中立に行われていない。</p> <p>1 市及び他の事業者等との連携に努めていない。</p> <p>1 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置を講じていない。 2 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置が不十分。</p> <p>1 サービス提供に必要な情報の活用等に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

2 指定居宅介護支援事業者の資格要件	(1)指定居宅介護支援事業者は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当する者であってはならない。	1 事業者が暴力団等に該当するものではないか。	市条例第3条	1 事業者が暴力団等に該当するものである。	C
第2 人員に関する基準 1 従業者の配置の基準	(1)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤である者を、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人以上配置しなければならない。 ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。 (2)非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務を行ってはいけない。	1 常勤の介護支援専門員を1人以上配置しているか。 2 介護支援専門員の員数は人員基準を満たしているか。 1 非常勤介護支援専門員の兼務の状況は適切か。	市条例第4条 省令第38号第2条 平11老企22の第2の2(1) 平11老企22の第2の2(1)	1 常勤の介護支援専門員を1人以上確保していない。 2 介護支援専門員の員数が基準を満たしていない。 1 非常勤介護支援専門員の兼務の状況が不適切である。	C C C
2 管理者	(1)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 (2)管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 ※ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する。 (3)管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 イ 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) (4)管理者は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務を行ってはいけない。	1 常勤の管理者を配置しているか。 1 管理者には、主任介護支援専門員を配置しているか。 1 管理者は専従となっているか。 1 管理者の兼務の状況は適切か。	市条例第5条第1項 省令第38号第3条第1項 市条例第5条第2項 省令第38号第3条第2項 平11老企22の第2の2(2) 市条例第5条第3項 省令第38号第3条第3項 平11老企22の第2の2(2) 平11老企22の第2の2(2)	1 管理者が常勤ではない。 1 管理者が主任介護支援専門員ではない。 1 管理者が専従となっていない。 1 管理者の兼務の状況が不適切である。	C C C C

<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市条例第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が市条例第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、また前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(3)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>1 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>1 居宅サービス計画は、利用者の希望に基づき作成されているか。</p> <p>2 訪問介護等が位置付けられた居宅介護サービス計画の割合等を利用者に説明し、理解を得ているか。</p> <p>1 あらかじめ、利用申込者等に対し、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めているか。</p>	<p>市条例第6条第1項 省令第38号第4条第1項 平11老企22の第2の3(2)</p> <p>市条例第6条第2項 省令第38号第4条第2項 平11老企22の第2の3(2)</p> <p>市条例第6条第3項 省令第38号第4条第3項 平11老企22の第2の3(2)</p>	<p>1 重要事項を記した文書の交付及び説明を行っていない。</p> <p>2 利用申込者の同意を得ていない。</p> <p>1 居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されていない。</p> <p>2 訪問介護等が位置付けられた居宅介護サービス計画の割合等の説明を行っていない。</p> <p>3 利用者の希望に基づく居宅サービス計画作成、または訪問介護等が位置付けられた居宅介護サービス計画の割合等の説明が不十分。</p> <p>1 利用申込者等に対し、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
---	--	---	---	--	---

<p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)による文書の交付に代えて、(7)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの (ア) 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (イ) 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(5) (4)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業者は、(4)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (4)各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(7) (6)の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用申込者等から申出があった場合に重要事項説明書を電磁的方法で提供しているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供は適切か。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っているか。</p>	<p>市条例第6条第4項 省令第38号第4条第4項</p> <p>市条例第6条第5項 省令第38号第4条第5項</p> <p>市条例第6条第7項 省令第38号第4条第7項</p> <p>市条例第6条第8項</p>	<p>1 申出があった利用申込者等に対して、重要事項説明書を電磁的方法で提供していない。</p> <p>1 電磁的方法による提供が不適切。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
---	--	--	---	-------------------------------------

2 提供拒否の禁止	(1) 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。	1 正当な理由なく提供を拒んでいないか。	市条例第7条第1項 省令第38号第5条 平11老企22の第2の3(3)	1 正当な理由なく提供を拒んでいる。	C
3 サービス提供困難時の対応	(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切なサービス提供が困難である場合は、他の事業者の紹介等の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例第8条 省令第38号第6条	1 自らのサービス提供が困難な場合に他の事業者の紹介等を行っていない。	C
4 受給資格等の確認	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	1 被保険者証によって要介護認定の有無、有効期間等を確認しているか。	市条例第9条 省令第38号第7条	1 被保険者証によって要介護認定の有無、有効期間等を確認していない。	C
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。	1 要介護認定の申請に必要な協力を行っているか。	市条例第10条第1項 省令第38号第8条第1項 平11老企22の第2の3(4)①	1 必要な協力を行っていない。	C
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 サービス提供に際し、要介護認定の申請に必要な援助を行っているか。	市条例第10条第2項 省令第38号第8条第2項 平11老企22の第2の3(4)②	1 必要な援助を行っていない。	C
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。	1 要介護認定の更新申請に必要な援助を行っているか。	市条例第10条第3項 省令第38号第8条第3項 平11老企22の第2の3(4)③	1 要介護認定の更新申請に必要な援助を行っていない。	C
6 身分を証する書類の携行	(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	1 身分証の携行及び提示について指導しているか。	市条例第11条第1項 省令第38号第9条 平11老企22の第2の3(5)	1 身分証の携行及び提示について指導していない。	C
		2 身分証の携行及び提示についての指導が不十分。		B	

7 利用料等の受領	<p>(1)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けてはならない。</p> <p>(3)指定居宅介護支援事業者は、(2)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 不合理な差額が生じていないか。</p> <p>1 地域外の居宅訪問時に交通費以外の支払を受けていないか。</p> <p>1 地域外の訪問に要する経費をあらかじめ説明し、同意を得ているか。</p>	<p>市条例第12条第1項 省令第38号第10条第1項 平11老企22の第2の3(6)①</p> <p>市条例第12条第2項 省令第38号第10条第2項 平11老企22の第2の3(6)②</p> <p>市条例第12条第3項 省令第38号第10条第3項 平11老企22の第2の3(6)③</p>	<p>1 不合理な差額が生じている。</p> <p>1 交通費以外の支払を受けている。</p> <p>1 地域外の訪問に要する経費について事前の説明及び同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>(1)指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 利用料の支払を受けた際に提供証明書を対して交付しているか。</p>	<p>市条例第13条 省令第38号第11条 平11老企22の第2の3(7)</p>	<p>1 利用料の支払を受けた際に提供証明書を交付していない。</p> <p>2 利用料の支払を受けた際の提供証明書の交付が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	<p>(1)指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>1 要介護状態の軽減や医療サービスとの連携に配慮しているか。</p> <p>1 提供するサービスの質の評価及びその改善を図っているか。</p>	<p>市条例第14条第1項 省令第38号第12条第1項</p> <p>市条例第14条第2項 省令第38号第12条第2項</p>	<p>1 要介護状態の軽減や医療サービスとの連携に配慮していない。</p> <p>2 要介護状態の軽減や医療サービスとの連携への配慮が不十分。</p> <p>1 提供するサービスの質の評価及びその改善を図っていない。</p> <p>2 提供するサービスの質の評価及びその改善が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	1 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成業務を担当しているか。	市条例第15条(1) 省令第38号第13条第1号 平11老企22の第2の3(8)①	1 居宅サービス計画の作成業務を介護支援専門員以外が行っている。	C
	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。	1 利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	市条例第15条(2) 省令第38号第13条第2号 平11老企22の第2の3(8)②	2 居宅サービス計画の作成業務の一部を介護支援専門員以外が行っている。 1 サービスの提供方法等についての説明をしていない。 2 サービスの提供方法等についての説明が不十分。	B C B
	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長してはならない。	1 継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるよう居宅サービス計画を作成しているか。 2 必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。	市条例第15条(3) 省令第38号第13条第3号 平11老企22の第2の3(8)③	1 居宅サービス計画を作成していない。 2 居宅サービス計画の作成が不十分。 1 必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長している。	C B C
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。	1 介護給付等対象サービス以外のサービス利用を居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	市条例第15条(4) 省令第38号第13条第4号 平11老企22の第2の3(8)④	1 介護給付等対象サービス以外の位置づけに努めていない。	B
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	1 事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報提供を行っているか。	市条例第15条(5) 省令第38号第13条第5号 平11老企22の第2の3(8)⑤	1 事業者等に関する情報提供を行っていない。 2 事業者等に関する情報提供が不十分。	C B
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。	1 アセスメントを実施しているか。	市条例第15条(6) 省令第38号第13条第6号 平11老企22の第2の3(8)⑥	1 アセスメントを実施していない。 2 アセスメントの実施が不十分。	C B

<p>(7)介護支援専門員は、前号に規定するアセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>1 アセスメントは利用者の居宅を訪問し、面接して行っているか。</p>	<p>市条例第15条(7) 省令第38号第13条第7号 平11老企22の第2の3(8)⑦</p>	<p>1 アセスメントの実施方法が不適切。 2 アセスメントの実施方法の一部が不適切。</p>	<p>C B</p>
<p>(8)介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>1 居宅サービス計画の原案を適切に作成しているか。</p>	<p>市条例第15条(8) 省令第38号第13条第8号 平11老企22の第2の3(8)⑧</p>	<p>1 居宅サービス計画の原案を作成していない。 2 居宅サービス計画の原案作成が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(9)介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。 また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録しているか。 ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>市条例第15条(9) 省令第38号第13条第9号 平11老企22の第2の3(8)⑨</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。 2 サービス担当者会議の開催が不十分。 3 担当者への専門的な見地からの意見照会を行っていない。 4 担当者への専門的な見地からの意見照会が不十分。 5 サービス担当者会議の内容等を記録していない。 6 サービス担当者会議の内容等の記録が不十分。</p>	<p>C B C B C B</p>
<p>(10)介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 居宅サービス計画の原案を利用者等に説明し、文書での同意を得ているか。</p>	<p>市条例第15条(10) 省令第38号第13条第10号 平11老企22の第2の3(8)⑩</p>	<p>1 居宅サービス計画原案の説明及び文書での同意を得ていない。 2 居宅サービス計画原案の説明及び文書での同意が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(11)介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。</p>	<p>1 作成した居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p>	<p>市条例第15条(11) 省令第38号第13条第11号 平11老企22の第2の3(8)⑪</p>	<p>1 利用者及び担当者へ居宅サービス計画を交付していない。 2 利用者及び担当者へ居宅サービス計画の交付が不十分。</p>	<p>C B</p>

<p>(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p>	<p>1 指定居宅サービス事業者等に対して個別計画の提出を求めているか。</p>	<p>市条例第15条(12) 省令第38号第13条第12号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 個別計画の提出を求めている。 2 個別計画の提出の求めが不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(13)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 ※(3)から(12)までの規定は、(13)の規定について準用する。</p>	<p>1 モニタリングや居宅サービス計画の変更等を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第15条(13) 省令第38号第13条第13号 平11老企22の第2の3(8)㉕</p>	<p>1 モニタリングや変更等を行っていない。 2 モニタリングや変更等が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(14)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p>	<p>1 必要と認めるときに、利用者の心身又は生活の状況に係る情報を医師等に提供しているか。</p>	<p>市条例第15条(14) 省令第38号第13条第13号の2 平11老企22の第2の3(8)㉖</p>	<p>1 医師等への情報提供を行っていない。 2 医師等への情報提供が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(15)介護支援専門員は、(13)に規定するモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>1 1月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにその結果を記録しているか。</p>	<p>市条例第15条(15) 省令第38号第13条第14号 平11老企22の第2の3(8)㉗</p>	<p>1 利用者への居宅の訪問及び面接を実施していない。 2 利用者への居宅の訪問及び面接の実施が不十分。 3 モニタリングの結果を記録していない。 4 モニタリングの結果記録が不十分。</p>	<p>C B C B</p>
<p>(16)介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合)</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催し、担当者へ専門的な見地からの意見を求めているか。 2 サービス担当者会議を開催しない場合、担当者の意見照会等を行っているか。</p>	<p>市条例第15条(16) 省令第38号第13条第15号 平11老企22の第2の3(8)㉘</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。 2 サービス担当者会議の開催が不十分。 1 担当者への意見照会を行っていない。 2 担当者への意見照会が不十分。</p>	<p>C B C B</p>

<p>(17)介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を行うものとする。</p>	<p>1 利用者が介護保険施設へ入院等をする場合、紹介等を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第15条(18) 省令第38号第13条第17号 平11老企22の第2の3(8)⑩</p>	<p>1 入院時に介護保険施設への紹介等を行っていない。 2 入院時の介護保険施設への紹介等が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(18)介護支援専門員は、介護保険施設等からの退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</p>	<p>1 退院する要介護者へ居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>市条例第15条(19) 省令第38号第13条第18号 平11老企22の第2の3(8)⑪</p>	<p>1 退院する要介護者への援助を行っていない。 2 退院する要介護者への援助が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(19)介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</p>	<p>1 利用の妥当性を検討し、理由を記載するとともに市へ届け出ているか。</p>	<p>市条例第15条(20) 省令第38号第13条第18号の2 平11老企22の第2の3(8)⑫</p>	<p>1 妥当性の検討、理由の記載及び市へ届出を行っていない。 2 妥当性の検討、理由の記載及び市へ届出が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(20)介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。 (令和3年10月1日から施行)</p>	<p>1 基準に該当し、かつ市の求めがあった場合に居宅サービス計画を市に届け出ているか。</p>	<p>市条例第15条(20)の2 省令第38号第13条第18号の3 平11老企22の第2の3(8)⑬</p>	<p>1 居宅サービス計画を市に届け出ているか。</p>	<p>C</p>
<p>(21)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。 また、医療サービスを利用する場合には、居宅サービス計画を主治の医師等の交付しなければならない。</p>	<p>1 医療サービスを利用する場合には、医師等の意見を求めているか。 2 医療サービスを利用する場合には、居宅サービス計画を医師等の交付しているか。</p>	<p>市条例第15条(21),(22) 省令第38号第13条第19号 平11老企22の第2の3(8)⑭</p>	<p>1 医師等の意見を求めているか。 2 医師等へ居宅サービス計画を交付していない。</p>	<p>C C</p>
<p></p>	<p>3 医師等への意見照会または居宅サービス計画の交付が不十分。</p>	<p></p>	<p></p>	<p>B</p>

<p>(22)介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。</p>	<p>1 居宅サービス計画作成時には、医師等の医学的観点からの留意事項を尊重しているか。</p>	<p>市条例第15条(23) 省令第38号第13条第20号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 医学的観点からの留意事項を尊重していない。 2 医学的観点からの留意事項の尊重が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(23)介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p>	<p>1 短期入所施設等の利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えていないか。</p>	<p>市条例第15条(24) 省令第38号第13条第21号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 短期入所施設等の利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えている。</p>	<p>C</p>
<p>(24)介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>1 福祉用具貸与の妥当性を検討し、サービス担当者会議を開催するとともにその必要性を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	<p>市条例第15条(25) 省令第38号第13条第22号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。 2 居宅サービス計画に記載していない。 3 サービス担当者会議の開催や居宅サービス計画への記載が不十分。</p>	<p>C C B</p>
<p>(25)介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>1 特定福祉用具販売の妥当性を検討し、その必要性を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	<p>市条例第15条(26) 省令第38号第13条第23号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 居宅サービス計画に記載していない。 2 居宅サービス計画への記載が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(26)介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 被保険者証の記載内容に基づいて、居宅サービス計画を作成しているか。</p>	<p>市条例第15条(27) 省令第38号第13条第24号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 被保険者証の記載内容に基づく居宅サービス計画の作成を行っていない。 2 被保険者証の記載内容に基づく居宅サービス計画の作成が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(27)介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</p>	<p>1 指定介護予防支援事業者との連携を図っているか。</p>	<p>市条例第15条(28) 省令第38号第13条第25号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 指定介護予防支援事業者との連携を図っていない。 2 指定介護予防支援事業者との連携が不十分。</p>	<p>C B</p>

	<p>(28) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から、要介護被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 指定介護予防支援業務の委託を受ける際に指定居宅介護支援の業務量に配慮しているか。</p> <p>1 地域ケア会議から求めがあった場合に資料提供等に協力しているか。</p>	<p>市条例第15条(29) 省令第38号第13条第26号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p> <p>市条例第15条(30) 省令第38号第13条第27号 平11老企22の第2の3(8)㉔</p>	<p>1 業務量に配慮していない。</p> <p>2 業務量への配慮が不十分。</p> <p>1 地域ケア会議へ協力していない。</p> <p>2 地域ケア会議への協力が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
11 法定代理受領サービスに係る報告	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出しなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した給付管理票を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。</p>	<p>1 法定代理受領サービスに関する国保連への給付管理票提出を適切に行っているか。</p> <p>1 特例居宅介護サービス費の支給に関する国保連への給付管理票提出を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第16条第1項 省令第38号第14条第1項 平11老企22の第2の3(9)①</p> <p>市条例第16条第2項 省令第38号第14条第2項 平11老企22の第2の3(9)②</p>	<p>1 法定代理受領サービスに関する給付管理票提出を適切に行っていない。</p> <p>2 法定代理受領サービスに関する給付管理票提出が不十分。</p> <p>1 特例居宅介護サービス費の支給に関する給付管理票提出を適切に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。</p>	<p>1 利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>市条例第17条 省令第38号第15条 平11老企22の第2の3(10)</p>	<p>1 利用者へ居宅サービス計画等を交付していない。</p> <p>2 利用者へ居宅サービス計画等の交付が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
13 利用者に関する市への通知	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>1 利用者に関する市への通知を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第18条 省令第38号第16条 平11老企22の第2の3(11)</p>	<p>1 市への通知を適切に行っていない。</p> <p>2 市への通知が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

14 管理者の責務	<p>(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に「第3 運営に関する基準」の各項の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>1 管理者は従業員の管理等の責務を十分に果たしているか。</p> <p>2 管理者は従業員等に対して指揮命令を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第19条第1項 省令第38号第17条第1項</p> <p>市条例第19条第2項 省令第38号第17条第2項</p>	<p>1 管理者が責務を果たしていない。</p> <p>2 管理者による従業員の管理等が不十分。</p> <p>1 管理者が指揮命令を適切に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
15 運営規程	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を適切に定めているか。</p>	<p>市条例第20条 省令第38号第18条 平11老企22の第2の3(12)</p>	<p>1 運営規程を定めていない。</p> <p>2 運営規程の内容が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員によって指定居宅介護支援の業務を提供しなければならない。</p> <p>ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されること(セクハラ・パワハラ)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 従業者の勤務の体制を適切に定めているか。</p> <p>1 指定居宅介護支援の業務は介護支援専門員によって提供されているか。</p> <p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>1 セクハラ・パワハラを防止に必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第21条第1項 省令第38号第19条第1項 平11老企22の第2の3(13)①</p> <p>市条例第21条第2項 省令第38号第19条第2項 平11老企22の第2の3(13)②</p> <p>市条例第21条第3項 省令第38号第19条第3項 平11老企22の第2の3(13)③</p> <p>市条例第21条第4項 省令第38号第19条第4項 平11老企22の第2の3(13)④</p>	<p>1 適切な勤務体制を定めていない。</p> <p>2 適切な勤務体制の定めが不十分。</p> <p>1 介護支援専門員以外によって居宅介護支援の業務が提供されている。</p> <p>1 研修の機会を確保していない。</p> <p>2 研修の機会が不十分。</p> <p>1 セクハラ・パワハラを防止措置を講じていない。</p> <p>2 セクハラ・パワハラを防止措置が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

17 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 業務継続計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>1 定期的な業務継続計画の見直し等を行っているか。</p>	<p>市条例第21条の2第1項 省令第38号第19条の2第1項 平11老企22の第2の3(14)②</p> <p>市条例第21条の2第2項 省令第38号第19条の2第2項 平11老企22の第2の3(14)③、④</p> <p>市条例第21条の2第3項 省令第38号第19条の2第3項</p>	<p>1 業務継続計画を策定していない。</p> <p>2 事業継続に必要な処置が不十分。</p> <p>1 業務継続計画の周知、研修及び訓練を実施していない。</p> <p>2 業務継続計画の周知、研修及び訓練が不十分。</p> <p>1 定期的な業務継続計画の見直し等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
18 設備及び備品等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	1 必要な設備及び備品等を備えているか。	市条例第22条 省令第38号第20条 平11老企22の第2の3(15)	<p>1 必要な設備及び備品等を備えていない。</p> <p>2 必要な設備及び備品等が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
19 従業者の健康管理	(1) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	1 清潔の保持及び健康状態の管理は適切か。	市条例第23条 省令第38号第21条	1 清潔の保持及び健康状態の管理が不適切。	C
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。</p>	<p>1 感染症の予防対策等を検討する委員会を6月に1回以上開催しているか。</p> <p>2 感染症の予防等のための指針を整備しているか。</p> <p>3 感染症の予防等のための研修及び訓練を定期的に行っているか。</p>	<p>市条例第23条の2第1項 省令第38号第21条の2 平11老企22の第2の3(16)イ</p> <p>市条例第23条の2第2項 省令第38号第21条の2 平11老企22の第2の3(16)ロ</p> <p>市条例第23条の2第3項 省令第38号第21条の2 平11老企22の第2の3(16)ハ</p>	<p>1 感染症の予防対策等を検討する委員会を開催していない。</p> <p>2 感染症の予防等のための指針を整備していない。</p> <p>3 感染症の予防等のための研修及び訓練を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

21 掲示	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 なお、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	1 重要事項の掲示または備え付けをしているか。	市条例第24条 省令第38号第22条 平11老企22の第2の3(17)	1 重要事項の掲示または備え付けをしていない。	C
22 秘密保持等	(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。	1 秘密の保持に関して適正な措置を講じているか。 2 利用者等の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ているか。	市条例第25条第1項 省令第38号第23条第1項 平11老企22の第2の3(18)① 市条例第25条第2項 省令第38号第23条第2項 平11老企22の第2の3(18)② 市条例第25条第3項 省令第38号第23条第3項 平11老企22の第2の3(18)③	1 秘密の保持に関して必要な措置を講じていない。 2 秘密の保持に関して必要な措置が不十分。 3 利用者等の個人情報を用いる場合に文書による同意を得ていない。	C B C
23 広告	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	1 広告は虚偽又は誇大なものになっていないか。	市条例第26条 省令第38号第24条	1 広告が虚偽又は誇大である。	C
24 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 また、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けてはならない。 (2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 また、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けてはならない。	1 管理者等は特定の事業者をサービス提供に位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 2 解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。	市条例第27条第1項 省令第38号第25条第1項 平11老企22の第2の3(19)① 市条例第27条第2項 省令第38号第25条第2項 平11老企22の第2の3(19)②	1 特定の事業者を位置付けるよう指示等を行っている。 2 解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けている。	C C

	<p>(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>3 特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として利益を収受していないか。</p>	<p>市条例第27条第3項 省令第38号第25条第3項 平11老企22の第2の3(19)③</p>	<p>3 特定の事業者から対償として利益を収受している。</p>	<p>C</p>
25 苦情処理	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 また、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。 また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>(5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 苦情に迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>2 苦情処理体制を明らかにし、掲示等をしているか。</p> <p>3 苦情を受けた内容を記録し、サービスの質の向上に取り組んでいるか。</p> <p>4 市が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っているか。</p> <p>5 市から求めがあった場合に改善内容を報告しているか。</p> <p>6 国保連への苦情申立てに関する必要な援助を行っているか。</p> <p>7 国保連が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っているか。</p>	<p>市条例第28条第1項 省令第38号第26条第1項 平11老企22の第2の3(20)①、④</p> <p>市条例第28条第2項 省令第38号第26条第2項 平11老企22の第2の3(20)②</p> <p>市条例第28条第3項 省令第38号第26条第3項 平11老企22の第2の3(20)③</p> <p>市条例第28条第4項 省令第38号第26条第4項 平11老企22の第2の3(20)④</p> <p>市条例第28条第5項 省令第38号第26条第5項</p> <p>市条例第28条第6項 省令第38号第26条第6項</p>	<p>1 苦情に迅速かつ適切に対応していない。</p> <p>2 苦情処理体制を明らかにしていない。</p> <p>1 苦情の記録及びサービスの質の向上に取り組んでいない。</p> <p>2 苦情の記録及びサービスの質の向上が不十分。</p> <p>1 苦情に関する調査等への協力及び改善を行っていない。</p> <p>2 苦情に関する調査等への協力及び改善が不十分。</p> <p>1 市から求めがあった場合に改善内容を報告していない。</p> <p>2 市から求めがあった場合の改善報告が不十分。</p> <p>1 国保連への苦情申立てに関する必要な援助を行っていない。</p> <p>2 国保連への苦情申立てに関する必要な援助が不十分。</p> <p>1 国保連が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っていない。</p> <p>2 国保連が行う苦情に関する調査等の協力、または必要な改善が不十分。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

	(7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	8 国保連から求めがあった場合に改善内容を報告しているか。	市条例第28条第6項 省令第38号第26条第7項	1 国保連から求めがあった場合に改善内容を報告していない。 2 国保連から求めがあった場合の改善報告が不十分。	C B
26 事故発生時の対応	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (4) 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。	1 事故発生時に連絡等の必要な措置を講じているか。 2 事故発生時の措置を記録しているか。 3 賠償すべき事故が発生した際に速やかに損害賠償を行っているか。 4 再発生を防ぐための対策を講じているか。	市条例第29条第1項 省令第38号第27条第1項 平11老企22の第2の3(21) 市条例第29条第2項 省令第38号第27条第2項 平11老企22の第2の3(21) 市条例第29条第3項 省令第38号第27条第3項 平11老企22の第2の3(21) 平11老企22の第2の3(21)	1 事故発生時に必要な措置を講じていない。 2 事故発生時の措置が不十分。 1 事故発生時の措置を記録していない。 2 事故発生時の措置の記録が不十分。 1 損害賠償を行っていない。 2 損害賠償の対応が不十分。 1 再発生を防ぐための対策を講じていない。 2 再発生を防ぐための対策が不十分。	C B C B C B
27 虐待の防止	(1) 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 イ 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	1 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を周知しているか。 2 虐待防止のための指針を整備しているか。	市条例第29条の2第1項 省令第38号第27条の2第1項 平11老企22の第2の3(22)① 市条例第29条の2第2項 省令第38号第27条の2第2項 平11老企22の第2の3(22)②	1 虐待防止対策を検討する委員会を開催していない。 2 虐待防止対策を検討する委員会の開催が不十分。 1 虐待防止のための指針を整備していない。 2 虐待防止のための指針の整備が不十分。	C B C B

	<p>ウ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>エ アからウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>3 虐待防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>4 虐待防止対策の担当者を配置しているか。</p>	<p>市条例第29条の2第3項 省令第38号第27条の2第3項 平11老企22の第2の3(22)③</p> <p>市条例第29条の2第4項 省令第38号第27条の2第4項 平11老企22の第2の3(22)④</p>	<p>1 虐待防止のための研修を実施していない。</p> <p>2 虐待防止のための研修実施が不十分。</p> <p>1 虐待防止対策の担当者を配置していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
28 会計の区分	(1)指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	1 会計を適切に区分しているか。	市条例第30条 省令第38号第28条 平11老企22の第2の3(23)	1 会計の区分が不適切。 2 会計の区分が一部不適切。	C B
29 記録の整備	<p>(1)指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>ア 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>(ア)居宅サービス計画</p> <p>(イ)アセスメントの結果の記録</p> <p>(ウ)サービス担当者会議等の記録</p> <p>(エ)モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 「13_利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録</p> <p>エ 「25_苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 「26_事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、保存しているか。</p>	<p>市条例第31条第1項 省令第38号第29条第1項</p> <p>市条例第31条第2項 省令第38号第29条第2項</p>	<p>1 記録を整備していない。</p> <p>2 記録の整備が不十分。</p> <p>1 記録の整備・保存をしていない。</p> <p>2 記録の整備・保存が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

30 電磁的記録等	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	<p>1 電磁的記録による書面の作成、保存等を適切に行っているか。</p> <p>2 電磁的方法による書面の交付等を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第33条第1項 省令第38号第31条第1項 平11老企22の第2の5(1)</p> <p>市条例第33条第2項 省令第38号第31条第2項 平11老企22の第2の5(2)</p>	<p>1 電磁的記録による書面の作成、保存等が不適切。</p> <p>2 電磁的記録による書面の作成、保存等が不十分。</p> <p>1 電磁的方法による書面の交付等が不適切。</p> <p>2 電磁的方法による書面の交付等が不十分。</p>	C B C B
第4 変更の届出等 1 変更の届出等	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>1 省令で定める事項の変更等があったときは、届出を行っているか。</p> <p>2 事業の廃止等を使用とするときは、届出を行っているか。</p>	<p>法第82条第1項 施行規則第132条、第133条第1項・第2項</p> <p>法第82条第2項 施行規則第133条第3項</p>	<p>1 変更等があったときに、届出を行っていない。</p> <p>2 変更等があったときの届出が不十分。</p> <p>1 事業の廃止等があったときに、届出を行っていない。</p> <p>2 事業の廃止等があったときの届出が不十分。</p>	C B C B
第5 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しなければならない。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が定める1単位の単価）に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しなければならない。</p> <p>(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しなければならない。</p>	<p>1 適正に算定しているか。</p> <p>2 適正に算定しているか。</p> <p>3 適正に計算しているか。</p>	<p>平12厚告20の一</p> <p>平12厚告20の二</p> <p>平12厚告20の三</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 計算が不適正である。</p>	C C C

<p>(4) 居宅介護支援費(Ⅰ)については、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しなければならない。</p> <p>ア 居宅介護支援費(i)：指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。</p> <p>イ 居宅介護支援費(ii)：取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。</p> <p>ウ 居宅介護支援費(iii)：取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。</p>	<p>4 適正に算定しているか。</p>	<p>平12厚告20 別表のイの注1 省令第38号第14条第1項 平11老企22の第2の3の(8)の① 平24厚労告120</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>
<p>(5)居宅介護支援費(Ⅱ)については、情報通信機器(人工知能関連技術を活用(新設)したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。</p> <p>ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次に掲げる区分にかかわらず、居宅介護支援費(Ⅱ)の(i)を適用する。</p> <p>ア 居宅介護支援費(i)：取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分について算定する。</p> <p>イ 居宅介護支援費(ii)：取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。</p> <p>ウ 居宅介護支援費(iii)：取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定する。</p> <p>なお、サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。</p> <p>ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」という。)から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しなければならない。</p>	<p>5 適正に算定しているか。</p>	<p>平12厚告20 別表のイの注2 省令第38号第14条第1項 平11老企22の第2の3の(8)の① 平24厚労告120 平12老企36の第3の5</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>

2 運営基準減算	<p>(1)「厚生労働大臣が定める基準」に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。</p> <p>なお、減算の基準は次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 (ア)利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。 (イ)利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。 (ウ)前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、文書を交付して説明を行っていない。</p> <p>イ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって (ア)利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 (イ)サービス担当者会議の開催等を行っていない。 (ウ)居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。</p> <p>ウ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。 (ア)居宅サービス計画を新規に作成した場合 (イ)要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 (ウ)要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>エ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たって (ア)当該事業所の介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。 (イ)当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。</p>	1 適正に算定しているか。	平12厚告20 別表のイの注2 平27厚労告95の八十一 平12老企36の第3の6	1 算定が不適正である。	C
3 特別地域居宅介護支援加算	(1)別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のイの注4 平24厚労告120	1 加算が不適正である。	C

4 中山間地域等における小規模事業所の評価	(1)別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のイの注5	1 加算が不適正である。	C
5 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価	(1)指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のイの注6 平21厚労告83の二	1 加算が不適正である。	C
6 特定事業所集中減算	(1)別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。 なお、減算の基準は、次のとおりとする。 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の提供総数のうち、同一の訪問介護等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。 ただし、正当な理由があると区市町村長が認めた場合は、この限りでない。	1 減算の基準に該当していないか。	平12厚告20 別表のイの注7 平27厚労告95の八十三 12老企36の第3の10	1 減算の基準に該当している。	C
7 サービス種類相互間の算定関係	(1)利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。	1 適正に算定しているか。	平12厚告20 別表のイの注8	1 算定が不適正である。	C
8 初回加算	(1)指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、2の運営基準減算に該当する場合は、加算しない。 ア 新規に居宅サービス計画を作成する場合 イ 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ウ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のロの注 平27厚労告94の五十六 平12老企36の第3の9	1 加算が不適正である。	C

<p>9 特定事業所加算</p>	<p>(1)別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 特定事業所加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （ア）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 （イ）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 （ウ）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。 （エ）24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 （オ）算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。 （カ）当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 （キ）地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 （ク）地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 （ケ）居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 （コ）指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満であること。 （サ）介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用） （シ）他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していること。 （ス）必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>イ 特定事業所加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （ア）特定事業所加算（Ⅰ）の（イ）、（ウ）、（エ）及び（カ）から（ス）までの基準に適合していること。 （イ）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p>	<p>1 適正に加算しているか。</p>	<p>平12厚告20 別表のハの注 平27厚労告95の八十四 平12老企36の第3の11</p>	<p>1 加算が不適正である。</p>	<p>C</p>
------------------	--	----------------------	--	---------------------	----------

	<p>ウ 特定事業所加算 (Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 (ア) 特定事業所加算 (Ⅰ) の(ウ)、(エ)及び(カ)から(ス)までの基準に適合していること。 (イ) 特定事業所加算 (Ⅱ) の基準(イ)に適合すること。 (ウ) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>エ 特定事業所加算 (A) 次のいずれにも適合すること。 (ア) 特定事業所加算 (Ⅰ) の(ウ)、(エ)及び(カ)から(ス)までの基準に適合すること。ただし、特定事業所加算 (Ⅰ) の(エ)、(カ)、(サ)及び(シ)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 (イ) 特定事業所加算 (Ⅱ) の基準イに適合すること。 (ウ) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。 (エ) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(ア)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。</p>				
10 特定事業所医療介護連携加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)(イ)、(Ⅰ)(ロ)、(Ⅱ)(イ)、(Ⅱ)(ロ)又は(Ⅲ)の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上であること。 イ 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。 ウ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。</p>	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のニの注 平27厚労告95の八十四の二 平12老企36の第3の12	1 加算が不適正である。	C
11 入院時情報連携加算	<p>(1) 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 入院時情報連携加算Ⅰ 利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 イ 入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のホの注 平27厚労告95の八十五 平12老企36の第3の13	1 加算が不適正である。	C

<p>12 退院・退所加算</p>	<p>(1)病院等に入所をしていた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居室において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。</p> <p>ア 退院・退所加算(Ⅰ)イ イ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ ウ 退院・退所加算(Ⅱ)イ エ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ オ 退院・退所加算(Ⅲ)</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>【居宅介護支援費に係る退院・退所加算の基準】 ア 退院・退所加算(Ⅰ)イ：病院等からの職員からの情報収集を1回行っている場合。 イ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ：情報収集の方法をカンファレンスにより1回行っている場合。 ウ 退院・退所加算(Ⅱ)イ：病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合。 エ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ：病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合。 オ 退院・退所加算(Ⅲ)：病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合。</p> <p>なお、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>また、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</p>	<p>1 適正に加算しているか。</p>	<p>平12厚告20 別表のへの注 平27厚労告95の八十五の二 平12老企36の第3の14</p>	<p>1 加算が不適正である。</p>	<p>C</p>
<p>13 通院時情報連携加算</p>	<p>(1)利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、同席にあつては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行っているか。</p>	<p>1 適正に加算しているか。</p>	<p>平12厚告20 別表のトの注 平12老企36の第3の15</p>	<p>1 加算が不適正である。</p>	<p>C</p>

14 緊急時等居宅カンファレンス加算	(1)病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者に1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のチの注 平12老企36の第3の16	1 加算が不適正である。	C
15 ターミナルケアマネジメント加算	(1)在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。	1 適正に加算しているか。	平12厚告20 別表のリの注 平27厚労告95の八十五の三 平12老企36の第3の17	1 加算が不適正である。	C